

# 事務所通信

平成27年新春号

新年、あけましておめでとうございます。  
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございます。  
本年もどうぞよろしく願いいたします。

昨年秋ごろから、「税」について、話題になることが多くなりました。  
昨年11月に、正式に消費税の10%への税率アップが先送りされました。

また、昨年12月中旬には、2014年の世相を表す「今年の漢字」に、「税」が選ばれました。昨年4月から消費税率が8%となったことにより、日常生活にかなりの影響を与えたことで、選ばれたようです。  
(ちなみに、2位は「熱」、3位は「嘘」であったようです。)

その後、平成27年度税制改正大綱(改正案)が、12月30日に発表となりました。

平成27年度税制改正大綱のなかで、消費税率10%への税率アップの時期は、平成29年4月となっています。今回は、『景気判断条項』を付さずに確実に実施する」と記載されています。

さらに、「今般の法人税改革は、欧米各国も行ってきたように『課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる』ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるものである。すなわち、より広く負担を分かち合い、『稼ぐ力』のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造改革を行うものである。」と記載されています。

そして、「この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。これまで、企業に賃上げを促すために所得拡大促進税制を創設・拡充してきたが、今回、さらにその要件を緩和するとともに、法人事業税の外形標準課税においても、新たに所得拡大促進税制を導入し、企業の賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする。」と続いています。

多くの中小企業経営者は、企業の利益が出て、社長の経営方針どおりに結果を出している従業員には、権限を与え、また、給料・賞与を上げています。反対に、結果を出さない、あるいは、出せない従業員には、権限を与えるどころか、給料・賞与を下げています。

私は、平成27年度税制改正大綱の冒頭で、「成長」そして「稼ぐ力のある企業」という文言が、特に印象に残りました。

では、平成27年度税制改正大綱（改正案）のうち、主なものをまとめました。

## 1. 法人税の税率が下がります

法人税の税率が下がります。

現行： 25.5%

**改正案： 23.9%** 平成27年4月1日以後に開始する決算期より適用。

なお、中小法人の軽減税率の特例（所得の金額のうち、年800万円以下の部分に対する税率）は、15%のまま、2年間その適用期限が延長されます。

将来的には、中小法人の本来の軽減税率である19%は、見直しされる可能性があります。

## 2. 欠損金（税務上の赤字）の繰越控除について

欠損金（税務上の赤字）の繰越控除は、企業がある決算期に計上した赤字を翌期以降に繰り越して、黒字と相殺できる制度です。

今回、

- ① 控除限度額
  - ② 赤字の繰り越せる期間
- について改正となります。

### ① 控除限度額

現行： 資本金1億円を超える青色申告法人については、繰越控除をする決算期の繰越控除前の所得の80%

**改正案： 資本金1億円を超える青色申告法人については、繰越控除をする決算期の繰越控除前の所得の65%（平成29年4月1日以後に開始する決算期からは、50%）**

### ② 赤字の繰り越せる期間

現行： 9年

**改正案： 10年**

平成29年4月1日以後に開始する決算期において生じた欠損金額について適用。  
ただし、欠損金の生じた決算期の帳簿書類等の保存が条件となります。

**資本金が1億円以下の青色申告法人は、これまでどおり黒字をすべて相殺できる制度が継続されます。**

### **3. 受取配当金の益金不算入制度について**

この制度は、法人が受取る配当金については、会計上、営業外収入に「受取配当金」と計上されます。そして、法人税の所得計算では、この収益に計上した受取配当金は、税引前当期利益から減算されるという制度です。

現行： 株式保有割合が25%以上は、減算割合100%、  
株式保有割合が25%未満は、減額割合50%

**改正案：株式保有割合が5%以下の場合、減額割合20%、  
株式保有割合が5%超、3分の1以下の場合、減額割合50%  
株式保有割合が3分の1超の場合、減額割合100%**

### **4. 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について**

この制度は、青色申告法人が、平成25年4月1日から、平成30年3月31日までの間に開始する決算期で、以下のすべての条件を満たすと、雇用者の給与の支給増加額の10%を法人税額から税額控除できるというものです。

ただし、税額控除額は、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度とされます。

現行：

適用のための条件は、

1. 「給与等支給増加額の基準給与等支給額（平成24年度）に対する増加割合が5%以上であること」という条件が、次のように緩和されます。
  - ① 平成27年4月1日前に開始する適用年度は2%以上
  - ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度は3%以上
  - ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度は5%以上
2. 給与等支給額が前期以上であること
3. 平均給与等支給額および比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与に改めたうえで、平均給与等支給額が、前期を上回ること

**改正案：**

**上記適用のための条件のうち、**

- ・ 中小企業は、平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、3%以上
- ・ 中小企業以外は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度は、4%以上

## **5. 財産債務明細書の見直し**

現行、個人の所得税の確定申告時に、その年分の所得金額が2千万円超である場合に、「財産及び債務の明細書」の提出が義務づけられています。

平成28年1月以降は、新たに「財産債務調書」とされます。

そして、「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加えて、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」が提出基準とされます。

## **6. 税務関係書類のスキャナ保存制度の見直し**

現行、スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準が、3万円未満に限って認められています。

今回、この金額基準が廃止されます。

この際、契約書・領収書等といった重要書類については、適正な事務処理の実施を担保する規程の整備と、これに基づき事務処理を実施していることを、スキャナ保存に係る承認の要件とすることとされます。

この改正は、平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用することとされます。

(代 表 立 川 勝 一)